

2018-03-14 作成版

プレ模範議会2018 in 参議院  
体験プログラム資料

平成30年3月20日

白鷗大学法学部岡田順太研究会  
立正大学法学部岩切大地研究会  
SFC 模範議会プロジェクト2018

## <Time Table>

12 : 45 東京メトロ有楽町線永田町駅（1・2番出口改札口）集合

13 : 00 参議院参観

14 : 30 模範議会 in 参議院（体験プログラム）

16 : 30 解散（予定）

## <Contents>

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言
- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ⑬ 反対討論文

※ 関連資料は、以下のページを参照してください。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/180320gikai/index.html>

2018-03-14 作成版

※当日は最新版を持参してください。

## ① プレ模範議会 2018 進行表

議案：貸金業法の一部を改正する法律案（第 196 回国会閣法▲▲号）

### ○ 参議院財政金融委員会

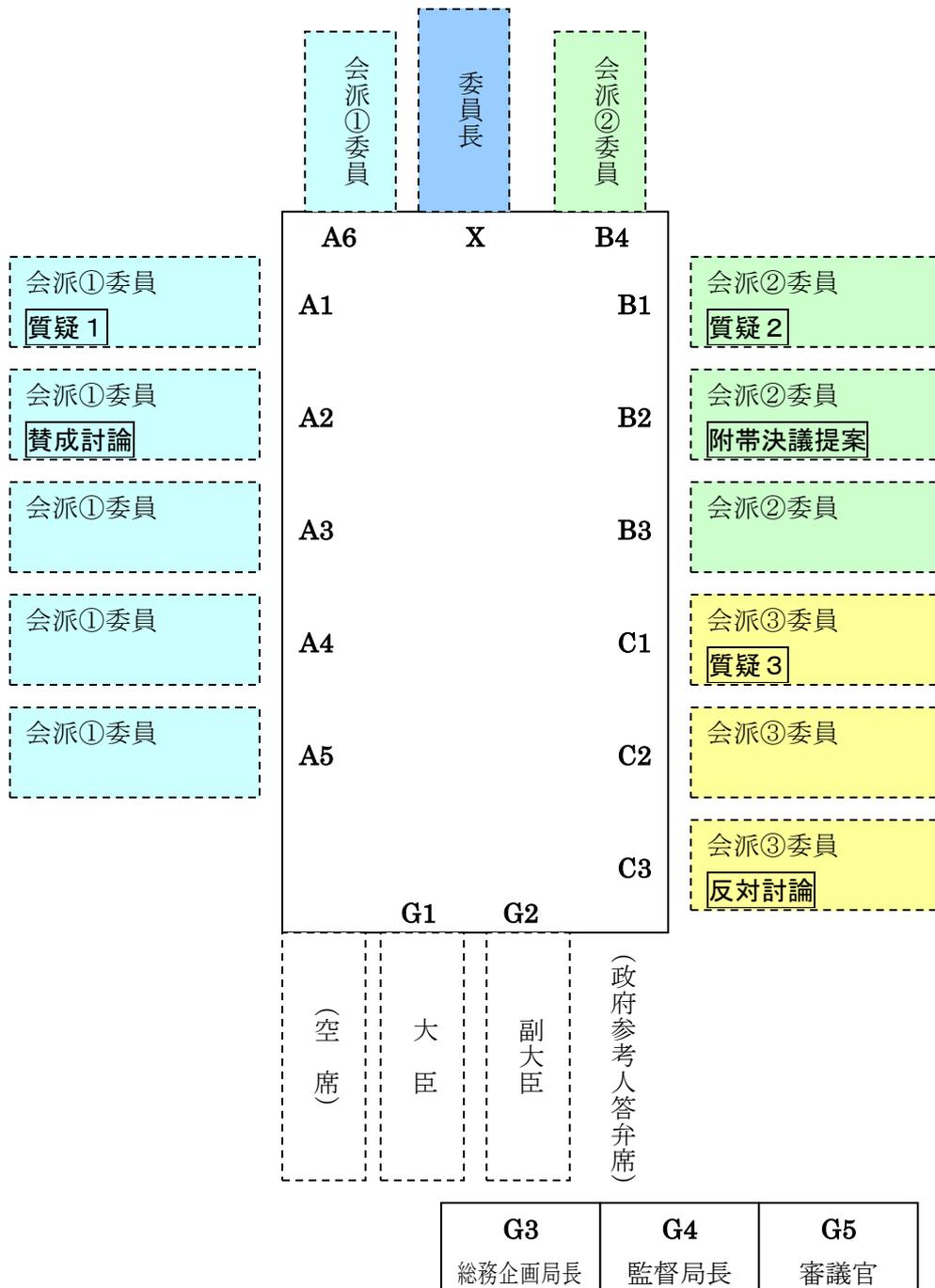
事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告・委員長挨拶	委員長	X	10分
政府参考人出席要求	委員長	X	
趣旨説明	特命担当大臣	G1	
質疑①	会派①	A1	30分
質疑②	会派②	B1	
質疑③	会派③	C1	
討論（反対）	会派③	C3	5分
討論（賛成）	会派①	A2	5分
採決	委員長	X	10分
附帯決議	会派②	B2	
政府からの発言	特命担当大臣	G1	
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X	
計			60分

<答弁者>内閣府特命担当大臣（金融担当）（G1）、内閣府副大臣（金融担当）（G2）  
金融庁総務企画局長（G3）、金融庁監督局長（G4）、経済産業省大臣官房審議官（G5）

### ○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	
討論①（反対）	会派③	C4	10分
採決	議長	Y	3分
散会宣告	議長	Y	
計			20分

## ② 委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

### ③ 役割分担表

#### ○ 委員会

(委員長)	X	[	]	君	(会派①)
(質疑者)	A1	[	]	君	(会派①)
	B1	[	]	君	(会派②)
	C1	[	]	君	(会派③)
(反対討論)	C3	[	]	君	(会派③)
(賛成討論)	A2	[	]	君	(会派①)
(附帯提案)	B2	[	]	君	(会派②)
(発言無し)	A3	[	]	君	(会派①)
	A4	[	]	君	(会派①)
	A5	[	]	君	(会派①)
	A6	[	]	君	(会派①)
	B3	[	]	君	(会派②)
	B4	[	]	君	(会派②)
	C2	[	]	君	(会派③)
(答弁者)	内閣府特命担当大臣 (金融担当)	G1	[	]	君
	内閣府副大臣 (金融担当)	G2	[	]	君
(政府参考人)	金融庁総務企画局長	G3	[	]	君
	金融庁監督局長	G4	[	]	君
	経済産業省大臣官房審議官	G5	[	]	君

#### ○ 本会議

(議長) 議長	Y	[	]	君
(委員長) 財政金融委員長	X	[	]	君 (会派①)
(政府) 内閣府特命担当大臣	G1	[	]	君
(討論者) 議員	C4	[	]	君 (会派③)

#### ④ 委員長用台本

※委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。

[委員長 (X) は全員が所定の席に着席していることを確認。]

○X 君 (委員長)

ただいまから、財政金融委員会を開会いたします。

\_\_\_\_\_

[委員長、起立]

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この度、委員長に選任されました [X \_\_\_\_\_ ]

でございます。本委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

[全員拍手、委員長着席]

\_\_\_\_\_

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「貸金業法の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委員会に

金融庁総務企画局長 [G3 \_\_\_\_\_ ] 君

金融庁監督局長 [G4 \_\_\_\_\_ ] 君 及び

経済産業省大臣官房審議官 [G5 \_\_\_\_\_ ] 君

を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

※以下、答弁者の呼び方

- ・ ○○大臣
- ・ ○○内閣府副大臣
- ・ ○○総務企画局長
- ・ ○○監督局長
- ・ ○○大臣官房審議官

(○○は姓のみ)

[G1 (姓のみ) \_\_\_\_\_ ] 大臣。

[G1 から趣旨説明]

\_\_\_\_\_

「貸金業法の一部を改正する法律案」を議題と致します。

\_\_\_\_\_

政府から趣旨説明を聴取いたします。

[G1 (姓のみ) \_\_\_\_\_ ]

内閣府特命担当大臣。

( [ G1 ] 君「委員長」と呼び、挙手)

\_\_\_\_\_

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

質疑のある方は順次御発言願います。

(〔 A1 〕 君「委員長」と呼び、挙手)

〔A1 〕 君。(その他の会派①委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

〔※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言  
〇〇〇〇君、時間が来ておりますので、簡潔に願います。〕

〔※ 不規則発言でうるさいとき。  
静粛に願います。〕

〔※ 質疑者・答弁者が勝手に発言をしているとき。  
〇〇君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。〕

(質疑者「終わります」と呼ぶ。(その他の会派①委員、拍手。))

以上で〔A1 〕 君の質疑は終了いたしました。

次に、〔B1 〕 君。(その他の会派②委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。(その他の会派②委員、拍手。))

以上で〔B1 〕 君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C1 〕 君。(その他の会派③委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。(その他の会派③委員、拍手。))

以上で〔C1 〕 君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(〔 C3 〕 君、「委員長」と呼び、挙手)

〔C3 〕 君。

(〔 C3 〕 君反対討論、(その他の会派③委員、始めと終わりに拍手))

(〔 A2 〕 君、「委員長」と呼び、挙手)

〔A2 〕君。

（〔 A2 〕君賛成討論、**その他の会派①委員、始めと終わりに拍手**）

---

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

---

これより「貸金業法の一部を改正する法律案」について採決に入ります。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔**会派①・②委員挙手、会派③委員挙手せず「反対」と呼ぶ。**〕

---

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。〔大臣・副大臣は起立し、一礼。**会派①・②委員拍手。**〕

---

この際、〔B2 〕君から発言を求められておりますので、これを許します。

（〔 B2 〕君「委員長」と呼び、挙手）

〔B2 〕君。

（〔 B2 〕君附帯決議案文朗読）

---

ただいま〔B2 〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

---

〔**委員全員挙手**〕

全会一致と認めます。よって、〔B2 〕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ） 〕内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

〔G1（姓のみ） 〕大臣。

〔大臣発言〕

---

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔**委員全員「異議なし」と呼ぶ。**〕

---

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

## ⑤ 趣旨説明文

ただいま議題となりました「貸金業法の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

貸金業者による個人向け貸付けに起因して、多数の資金需要者が重疊的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じ、国民生活上及び国民経済運営上の諸問題を引き起こすことから、平成 18 年に貸金業法の一部改正が行われたところでございます。その際、貸金業者に対する過剰貸付けの抑制及び資金需要者の保護を目的として、資金需要者 1 人あたりの借入れが合算で年収の 3 分の 1 を超える貸付けを禁じる総量規制を導入致しました。これにより、多重債務者数及び自己破産者数ともに急激な減少が見られたところであり、大きな効果を挙げたところでございます。

しかしながら、近時、銀行等の金融機関がいわゆる「銀行カードローン」を新たな経営の柱にすえ、その貸付残高が急激に増加しておりますが、それには貸金業法が適用除外となっており、総量規制が及ばないため、無秩序に従来の貸金業者に対する資金需要を呼びこんでいる状況にあります。また、銀行が貸金業者を子会社化し、その貸付けの保証を行わせるなど、実質的に貸金業者に対する総量規制の抜け穴となっているとの指摘もなされております。そうした状況にあつて、近年、多重債務者数及び自己破産者数が再び増加に転じ、新たな社会問題となることが懸念され、早急な対応が求められております。

そこで、銀行等の行う個人向け無担保貸付けにつきましても、貸金業法の規制枠組みに入れるべく、所要の改正を行うため本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、貸金業法の適用除外規定から、銀行等の行ういわゆる「銀行カードローン」を外すこととしております。

第二に、その融資形態につきましては、その高度な専門性及び迅速柔軟な対応の必要性から内閣府令の定めに委ねることとしております。

このほか、所要の措置を講ずる旨の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

## ⑥ 質疑答弁集（質疑者 1～3）

### ※ 質疑を行う上での注意 ※

#### <質疑者>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「〇〇党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジして構いません。

#### <答弁者（政府）>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、発言を行います。ただし、政府参考人・参考人は発言者席まで移動して立ったままで答弁し、発言を終えたら自席に戻ります。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うといいです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も姿勢正しく行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手、採決の際の挙手などをしてはいけません。
- ・ 政治家（大臣・副大臣・政務官）と官僚（政府参考人）とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

#### <発言者以外の委員>

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言います。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手をいれたりします。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

## 会派① 愛すべき左翼党 質疑

愛すべき左翼党の〔A1 〕です。大臣をはじめとして、関係者の方々はご苦労様です。

### ○ 法案提出の背景

早速ですが、本法案を提出された背景についてご説明下さい。

#### (内閣府特命担当大臣)

いわゆるサラ金問題に端を発しまして、多重債務者や自己破産者あるいは自殺者が一時期急増いたしました。ちょっとした生活費を消費者金融から借りたため、その利息の支払いだけでどうにもならない借金を抱え込んでしまうという状況を打開するため、ご案内の通り、平成 18 年の改正貸金業法によりいわゆる「総量規制」を取り入れたところでございます。

ところが、銀行等の金融機関には、そうした規制が及ばないことから、近時、再び増加している「銀行カードローン」による多重債務者への対応が求められることとなりました。銀行カードローンも実質的には消費者金融と同じでございますから、そうした網を新たにかけようとしたという訳であります。

そもそも銀行が規制対象とならなかったのはどうしてでしょう。

#### (内閣府副大臣)

銀行につきましては、様々な金融商品を扱っておりまして、単純に無担保融資だから規制対象にするということでは、例えば、教育ローンのように、かえって混乱が生じる危険性がありました。また、当時は個人向け融資も相当審査が厳格に行われておりましたので、規制対象から外したものと承知しております。

基本的な質問で恐縮ですが、総量規制に関して改めてご説明ください。

#### (金融庁総務企画局長)

お答えいたします。

ご案内の通り、貸金業法により設けられました規制でございまして、個人の借り過ぎあるいは貸金業者の貸し過ぎを防ぐために設けられた制度でございます。具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の 3 分の 1 を超える場合は、新たな借入れはできなくなる、となっております。例えば、年収 300 万円の方は、貸金業者から 100 万円までしか借りることができないということになります。

以上でございます。

貸金業者からの借入残高が年収の 3 分の 1 を超えている場合、超えている額をすぐに返済しなければならぬのですか。あるいは、年収の 3 分の 1 を超える借入れをすると、借り手が処罰されるのですか。

#### (金融庁総務企画局長)

お答えします。

返済に関してでございますが、年収の 3 分の 1 を超える借入れがある場合でも、貸金業

者から新規の借入れができなくなるだけで、直ちに年収の 3 分の 1 までの返済が求められるわけではありません。また、貸金業法は、業者に対する規制を行うものでございますから、年収の 3 分の 1 を超える借入れがある者に対して行政処分を行ったり、刑罰を科したりするというものではございません。

以上でございます。

複数の貸金業者から借入れがある場合、1 社からの借入れが年収の 3 分の 1 を超えなければよいのですか。それとも、すべての借入れの合計が年収の 3 分の 1 を超えないことが必要ですか。それから、借入残高が年収の 3 分の 1 を超えているかどうか、貸金業者はどのようにして判断するのですか。

(金融庁監督局長)

お答えいたします。

まさしく総量規制でございますから、複数の貸金業者から借りている場合、全ての貸金業者からの借入れの合計が、年収の 3 分の 1 以内であることが必要となります。年収の 3 分の 1 を超えている場合、新たな借入れはできなくなります。例えば、年収 300 万円の方が、貸金業者 A に 80 万円の借入れがある場合、貸金業者 B からは、20 万円までしか借りることができません。

それから、貸し出しの判断でございますが、貸金業者からの借入残高のデータは、厳格な情報管理のもと、「指定信用情報機関」に集められることとなっております。貸金業者は、指定信用情報機関を利用し、借り手の借入残高を把握しております。また、借り手の年収については、基本的には「年収を証明する書類」を借り手から受け取ることで、把握する仕組みとなっております。このような情報から、過剰な貸し付けを行わないようにしております。

以上でございます。

住宅ローンや自動車ローン、クレジットカードのキャッシングあるいは、法人向けの事業資金の貸し付けとの関係はいかがでしょう。

(金融庁総務企画局長)

お答えいたします。

住宅ローンや自動車ローンは、総量規制の適用除外となっております。したがって、住宅ローンや自動車ローンがあるため、借入残高が年収の 3 分の 1 を超えていたとしても、総量規制には抵触しません。また、そもそも住宅ローンや自動車ローンのうち、貸し手が銀行、信用金庫等の金融機関である場合、現行制度においては、貸金業法の適用がある貸付けではないため、総量規制は適用されません。

クレジットカードを使用した借入れ、いわゆるキャッシングについては、総量規制の対象となりますので、年収の 3 分の 1 を超える借入れがある場合、新たな借入れはできません。一方、クレジットカードを使った商品購入、ショッピングについては、貸金業法の規制の対象外ですので、年収の 3 分の 1 を超える借入れがある場合でも、クレジットカード

で買い物をすることは可能です。

また、法人向けの貸付けでございますが、こちらは総量規制の対象外となっています。また、個人事業者の方は、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約なく、借入れが可能です。この計画等に最低限記載すべき事項については、日本貸金業協会の自主規制規則に基づく簡素な「借入計画書」のフォーマットが明示されております。さらに、借入金額が 100 万円以下の場合には、上記計画の提出に代えて、事業・収支・資金繰りの状況が確認できる書面の提出により、借入れを行うことができます。ただし、個々の貸金業者の判断で追加的な資料等の提出が求められることがあり得ること、最終的に貸付けを行うか否かは貸金業者の判断に委ねられること、等の点についてはご留意下さい。

以上でございます。

最近、ゆうちょ銀行で個人ローンを始めるというような報道が出ていたのですが、今回の法案で銀行カードローンを規制するというのは当然として、ゆうちょ銀行は色々な規制で新規事業がしにくくなっているようです。それでは民営化した意味がないですので、早急に認可をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

**(金融庁監督局長)**

お答えいたします。

ゆうちょ銀行の新規業務につきましては、郵政民営化法におきまして、内閣総理大臣、これは権限は金融庁長官に委任されます、内閣総理大臣及び総務大臣は、ゆうちょ銀行から新規業務の認可申請があったときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないというふうにされております。

ゆうちょ銀行から認可申請があった新規業務につきましては、郵政民営化委員会におきまして、調査審議の参考とするために意見募集を行い、その後、同委員会において調査審議が行われるものというふうに承知しております。

個別の案件につきましては、確たることを申し上げられませんが、今後、ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請がございましたら、郵政民営化委員会の意見などを踏まえまして、郵政民営化法に基づきまして適宜適切に審査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

以前から、銀行カードローンを貸金業法の規制対象にしないことには疑問が上がっていましたが、やはり、実質的に同じ業務ですから、イコールフットイングの発想で規制していくことが重要と考えます。

それはともかく、従来の方針を政府の判断だけで転換させることは法的安定性や立憲主義に反するとの批判も上がりそうですが、その辺、立法事実の変化があったとお考えでしょうか。

(内閣府特命担当大臣)

まず、貸金業者の総量規制につきましてですけれども、委員御存じのとおりだと思いますが、多重債務問題が深刻化していたあの状況の中で、平成 18 年の貸金業法の改正において導入されたということでもあります。

総量規制の対象は、当時、貸金業者に係る多重債務問題が発生したことと、あと、一方で銀行等の金融機関については、健全性や業務の適切性の確保等の要請により、より厳しい監督に服していたために、過剰貸し付けの抑止を含めた利用者保護についても確保されているというふうに認識していた、このもとで貸金業者のみとされたという背景がございます。

ただし、一方で、銀行等の金融機関に対しても、平成 22 年に完全施行されました改正貸金業法に合わせまして、金融庁の監督指針において、消費者向け貸し金を行う際の留意事項を盛り込みまして、みずからの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえた対応を求めて参りました。こうした銀行等の金融機関に仮に融資審査体制上の問題があつて過剰な貸し付けとなっている場合には、銀行法等に基づいて適切に対処していくというのが従来の金融庁の考え方でございました。

とはいえ、銀行が消費者金融を子会社化するなど、さらに状況は複雑になっており、また、多重債務者などの増加に対応するためには、規制を一元化するのが望ましい。そういう点から今回の法案を提出させて頂いたという次第でございます。

同時に、規制の強化で闇金に資金需要が回る懸念も指摘されているところでございますので、そうした細かい配慮もよろしくお願いします。

○中小企業に対する融資の拡充

小規模企業の振興のための施策についてお尋ねいたします。

総量規制が、延滞を起こさない可能性の高い個人事業主への貸し付けを制限することで、逆に、延滞を促進させ、資金繰りを切り詰めたり、過払い金返還請求を含む債務整理を行ったり、銀行のカードローンを利用することになったというデータがあります。皮肉にも、利用者を消費者金融から銀行のカードローンに移行させただけにとどまらず、消費者金融会社が銀行の子会社になるという現象を引き起こしました。

貸金業の見直しも必要と考えますが、このような状況下で、小規模事業者経営改善資金融資事業で、上限額を 2,000 万円まで引き上げるとあります。経営改善で再スタートをする会社や創業間もない会社に融資することはいいのですが、やはり、うまくはいかないと思います。ここは思い切って、5 年間は金利のみの返済でいいようにし、元本は 5 年たって十分に利益が出てからの返済でいいことにするくらいの手厚さが必要と考えますが、いかがでしょうか。

(経済産業省大臣官房審議官)

お答えいたします。

小規模事業者経営改善資金融資制度における、金利のみを返済する期間、いわゆる据置期間を 5 年間にという御指摘についてであります。本融資は、主として、日々の事業活動に必要な小口資金を提供するものであることから、据置期間は 2 年以内とする一方、例えば、セーフティーネット貸し付けのように、事業が正常化するまでに長期間を要する資金の貸し付けは、据置期間を 3 年以内といたしております。

このように、融資制度の資金の用途に応じて据置期間を設定しておりまして、金利のみの返済で済む据置期間を適切に設定することで経営者の緊張感を促すことも、極めて重要であると考えております。

以上でございます。

人生には三つのサカがあると言われます。上り坂、下り坂、そしてまさか。まさかという落とし穴があるという言葉ですが、政府として、引き続き手厚いセーフティーネットの整備に努めて頂きたいと思っております。

ところで、平成 28 年 12 月に「貸出先別貸出金からみる国内銀行の経営」という分析レポートが発表されました。そこでも、カードローンの拡大は多重債務問題の懸念を常にはらみ、その動向には注意が必要であるとも言います。

いずれ銀行は新たな儲け先を見出さなければなりません。一昨年末、金融庁が、金融検査マニュアルは実質廃止、新基準は事業内容を見て融資せよ、できるだけ担保をとるな、できるだけ保証協会を使うな、できるだけ社長の保証をとるな、中小企業のコンサルタントになれ、新規創業を支援せよと、従来の金融検査の問題点に言及しました。平成 26 年から金融庁が推進してきた事業性評価は、銀行にとっていわば原点回帰であり、当たり前のことを当たり前にするということでしょうか。

(内閣府副大臣)

事業性評価についてですが、金融庁では、金融機関に対して、担保、保証に過度に依存することなく、事業性評価、すなわち企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で融資や経営支援を行うよう、対話を通じて促しており、今後もこうした取り組みを継続してまいります。

金融庁が地域金融機関に事業性評価の強化、すなわち目きき力の向上を要請したこともあり、当該取り組みの向上に力点を置く金融機関は増加傾向にあります。しかし、目きき力とは一朝一夕で身につけられる知識ではなく、努力と経験を積み重ねていかなければ蓄積できない、いわば暗黙知であり、決して効率的かつ短期で得られる能力ではないというものです。目きき力を向上することは、すなわち事業性評価を厳格に行えるかということに置きかえられると指摘する有識者もいます。

さらに、金融庁が、融資先にコンサルティング機能の発揮を促し、生産性の向上支援を地銀に要請しています。この生産性とは、付加価値掛ける販売数量、

すなわち付加価値を重要視するということをやっています。貸す側、借りる側の繁栄のためにも、この付加価値に最大限に力点を置いた融資制度に変えていく考えがあるのか、お尋ねいたします。

(内閣府副大臣)

付加価値に力点を置いた融資制度についてでございますが、金融機関が企業の付加価値向上につながる融資やサービスを提供することは、顧客企業の成長とともに、それを通じて金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環につながる重要な取り組みであると考えており、今後もこうした取り組みを促してまいります。

平成28年5月の「企業ヒアリング・アンケート調査の結果について—融資先企業の取引金融機関に対する評価」との資料がありますが、現場の感覚は乖離しているなと感じます。

企業と金融機関の信頼関係に関するヒアリングでは、全く相談したことがないが28%。その理由として、余りいいアドバイスや情報が期待できるものではないからが圧倒的に多い。アンケートでは、全く相談したことがないが45%です。その理由として、ほかに相談相手がいるから、余りいいアドバイスや情報が期待できないからという回答が同数ぐらいあります。

融資先企業とのコミュニケーションがとれていない状況で、事業性評価を拡大することができるのでしょうか。相手から信頼されていないのに、民間融資を拡大して経済再生が本当にならうのでしょうか。

(内閣府副大臣)

金融機関と融資先企業の信頼関係についてのお尋ねですが、事業性評価による融資を行うには企業の実態を正確に把握する必要があり、そのためには、金融機関と融資先企業の信頼関係が重要となります。金融機関には、こうした信頼関係に基づいた事業性評価による融資の拡大を期待しております。いずれにいたしましても、事業性評価に基づき、企業価値の向上につながる融資を金融機関が行うことを一層促進するため、金融庁では、平成28年9月に公表した金融仲介機能のベンチマークなどの客観的な指標も活用して、金融機関と掘り下げた対話を進めてまいります。

ヒアリングでは、銀行からの融資に信用保証協会の保証が必要で、銀行からの提案でそうしている実態が明らかになっています。信用保証協会から保証を得られなかったことで金融機関から融資を断られた企業が118社存在し、その約5割が赤字などの理由で資金不足になったときの借り入れと回答した結果があります。この結果だけを見ると、信用保証協会や金融機関は何のための存在意義なのかわかりません。事業性評価を最大限活用するための目きき力の重要性がうたわれていながら、現状ではそれが実行されていません。

#### ○信用保証制度の課題

最後に、信用保証制度に関して、金融機関と借り手企業のモラルハザードに

についてのお考えを政府からお聞きしたいと思います。

(経済産業省大臣官房審議官)

お答えいたします。

信用保証は、中小企業の多様な資金需要に対応する重要な制度ですが、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理、経営支援への動機が失われるおそれがあり、また、信用保証により中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失うといった副作用があると認識しております。このため、先般制度改正を行いまして、信用保証協会においては、金融機関と対話をしながら、保証つき融資と保証のつかないプロパー融資の適切な組み合わせによるリスク分担を進めることや、不況業種に対応するセーフティネット保証五号について、その保証割合を現行 100%から 80%とする制度改正を行うことにより、制度の規律ある利用の確保に努めております。

これにより、金融機関が前面に立って経営支援を行うとともに、中小企業自身の信用力向上の努力とも相まって、経営改善が一層促されるものと考えております。

よろしく申し上げます。規制強化に伴う副作用をできるだけ抑えるように政府の取組みを注視していきたいと思っております。

以上で終わります。

尊皇大地党の〔B1 〕です。本日はよろしく申し上げます。

### ○ 広告・宣伝の適正化

私どもは消費者保護の観点から、本法案に賛成の立場ですが、過剰な融資が行われないよう、広告規制をすることも必要だと考えております。

そこで、まず銀行カードローンについてですが、広告・宣伝の適正化に関してお聞きします。現状はどうなっているのでしょうか。

(金融庁監督局長)

お答えします。

銀行カードローンは、各銀行が自らの社会的責任を踏まえて多重債務発生抑止の観点あるいは利用者保護の観点から適切な業務運営というものを確立することが必要であるというふうに考えております。そういった観点から、全国銀行協会は昨年 3 月に業務運営見直しのための申合せを行いました。そこにおきましては、配慮に欠けた広告、宣伝の抑制などに取り組むということとしております。

金融庁といたしましては、こうした申合せを踏まえまして、フォローアップしておりますが、検査を通じて把握した課題につきましては、改善に向けて各銀行の具体的な取組を促しているほか、業界全体の業務運営の水準の引上げにつなげることによって、業務運営の適正化をスピード感を持って推進しておるところでございます。

本法案が成立しますと、貸金業法の規定が銀行カードローンにも適用されることとなりますが、貸金業者の広告規制はどのようになっているのでしょうか。

(金融庁監督局長)

お答えいたします。

貸金業者の広告規制でございますが、貸金業法による規制と業界団体による自主規制とがございます。

業法上の規制でございますが、15 条 1 項におきまして貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号、貸付けの利率などを表示するなどの義務が課されております。また、16 条 1 項におきまして、誇大広告の禁止を定めております。

このほか、貸金業法の趣旨に則って、業界団体による自主規制が行われておりまして、貸金業協会では、加盟業者を対象とした広告審査を実施していると承知しております。

以上でございます。

具体的に聞いてまいりますが、まずテレビ CM はかつてサラ金問題のときに自粛となったわけですが、銀行カードローンはほとんど規制がありません。そのため、サラ金 CM の倍以上の CM をやってきていると言われております。

ただ、みずほ銀行はそもそもテレビ CM をやっていない。それでも東京三菱、三井住友とそう引けを取らない実績があるわけです。

だから、有名タレントを使って莫大な広告代使って、その分金利を上乗せす

るならばやめたっていいんじゃないかと思うのです。もう自粛とか何だとかぐだぐだ言っていないで、メガバンクの社会的責任からいって、もうやめることを指導したらどうでしょうか。

(金融庁監督局長)

お答えいたします。

先ほどの全国銀行協会の申合せは、カードローンの広告、宣伝を実施する場合には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて適切な表示等を行うよう努めるという形で行われております。その結果、既に三菱東京UFJ銀行は若年層に影響が大きい時間帯での放映は停止しており、さらに、各行におきましても周知内容を踏まえた対応の検討が鋭意進められているというふうに聞いております。

顧客にとって過剰な借入れとならないように、配慮に欠けた広告、宣伝の抑制に努めるということが何よりも重要だというふうに考えておりますので、各銀行の取組状況につきまして引き続きモニタリングしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

一定の自主規制は貸金業協会と同様に行われおりますが、銀行によって温度差があるやに聞いております。

昔、銀行というのは個人向けには住宅ローンとあと教育ローンぐらいで、個人ローンというのはもう大体消費者金融がやっておりました。それが大きな問題を起こして規制が厳しくなり、メガバンクの傘下に入っていきます。三井住友のプロミス、三菱東京のアコムという具合ですが、そのサラ金と同じ手法を、宣伝も含めて、やり続けているようです。それに対して、みずほはオリコなんです。信販会社系なんですよ。そういうカルチャーの違いがあって、みずほの場合はテレビCMとかかつて消費者金融がやっていたようなことをやろうとはしないというようなことがあるわけでありまして。メガバンクは、すっかり貸金業の色に染まっている訳です。

そうなりますと、貸金業者の自主規制で、子供や青少年がよくテレビを視聴する朝7時～9時や夕方17時～22時の間は流さない、夜22時～0時の間はCM本数を50本以内にするといったルールがありますが、こういうのも徹底されるべきで、この法案ができましたら、そういう方向での指導をお願いします。

## ○ ファクタリングの課題

次に、ファクタリングのリスクと問題点についてお尋ねしたいと思います。欧米では主流の資金調達方法で古くから、16世紀ぐらいからイギリスでスタートしたという歴史があります。日本では余り、一般的にはまだまだ主流じゃないんじゃないかと思います。

ただ、中小零細の場合は、どうしてもキャッシュフローをよくしたいがために、売り掛け債権をもとにしてお金を出すところに申し込みをしたりするんで

すけれども、ここで幾つかのリスクがあるのです。このファクタリングの会社は貸金業法にも該当していませんから、先般の割賦販売法改正の際、カードローンで払わなくちゃいけないものを間に入った業者さんがかわりに払ってあげるといふ会社が出てきましたら、包括的に法改正してルールをつくりましょうという話もありました。

さまざまなトラブルだとかリスクがこの制度には内包されているわけなんですけれども、中小企業対策として考えるのであれば、金融庁だとか財務省が規制に乗り出す前に、経産省として制度を整備していった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、御見解をお尋ねしたいと思います。

(経済産業省大臣官房審議官)

お答えいたします。

ただいまの御指摘に対しましてですけれども、まず、ファクタリング自体、これが適切に契約もされ運用される限りにおいては、中小企業にとっても、キャッシュフローの改善ですとか、そういった面でメリットはあるかと思われまますけれども、問題になる事案があることも御指摘のとおりかと思えます。そういう意味では、まず、中小企業自身の資金の借りに関しまして、不動産担保ですとか個人保証に依存しないような融資環境をつくること自体の方がむしろ大事かと思っております。

経産省におきましても、在庫それから売り掛け債権などの動産を担保とした ABL 融資の促進でございますとか、それから、知財に着目をして融資をいただくような知財金融、これを促すための施策でございますとか、それから、金融機関と中小企業の対話を通じたローカルベンチマークの普及でございますとか、さらに言えば、信用保証協会それから日本公庫におきましても、ABL、動産担保による融資、保証などを行ってきておりまして、そうしたさまざまな支援を通じて中小企業の資金繰りを円滑にしていまいりたいと思うわけですが、一方で中小企業の経営者の方でも、実際に、資金繰りの管理、採算管理、それから銀行との間で適時適切な情報開示を行う、合間合間で対応することによって、無理をしながらそういったファクタリングサービスに依存しなければならなくなるようなことにならないようなところをむしろしっかりとやっていかなければならないと思っております。その点、企業の方々に、そうした取り組みを進めるための早期の経営改善計画の策定でございますとかといった周辺環境の整備にしっかりと努めていきたいと思っております。

これはファクター協議会というところが出している資料ですが、1999年、今から20年ちょっと前、2,522億円だったものが、2003年で8,000億円になっております。今はもっとこれを使っている人がいるんだと思うんです。だからルール化した方がいいんじゃないかという考え方です。

規模がどんどん膨らんでいるんですから、手遅れにならないよう、今から対応した方がいいんじゃないでしょうか。これは政治的に御判断いただければあり

がたいんですがいかがでしょう。

(経済産業省大臣官房審議官)

お答えいたします。

ただいま議員が御指摘になられましたような、法外な手数料を払ってでもそうした金融に頼らざるを得ないということにならないように、まずは中小企業金融支援の中でもしっかりと対応していきたい。先ほども具体的に申し上げましたけれども、動産担保をもとにした保証ですとか融資ですとか、柔軟なその支援の中身がございますので、そうしたところをしっかりと使いながら、そういうふうにならないように、私ども、しっかりと中小企業の資金繰りを支援してまいりたいと思っております。

金融庁が方針転換ということで、事業性評価でやっていきましょうよと言っても、実際は、担保を出さなければ金は貸してくれないし、担保がなければ保証協会をつけろと言うんですよ。それが現実の話なんですよ。

ファクタリングとか、なぜこういう制度を使わざるを得ないのか。あるから使うという人もいるけれども、せっぱ詰まるから、ぱっとお金を出してくれるから借りるんですよ。だから、そここのところをやはりちゃんと世の中の動き方を見てもらいながら制度を早目につくっていつてもらえたらなと思うんですけれども、最後、大臣、御決意を。

(内閣府特命担当大臣)

まず、法外な手数料を取るなんというのは、これはもう絶対あってはならないことですが、やはりこういった動産を担保にした資金調達というのは、中小企業の資金繰り、柔軟にしていこうという意味では私は有用だというふうに思っています。

政府としても実態調査をしっかりとやっております。こういった実態調査をやってその現状をしっかりと公表していくことによって、健全な動産担保の融資と資金調達というのできる環境を整えていきたいと思えます。

多重債務者が増えてから銀行カードローンの規制をするといった轍を踏まないように、早期の法整備をお願いします。

法案の話に戻りますが、昨年の5月28日付けのサンデー毎日でメガバンクの幹部がカードローン規制すると闇金融に流れると言っています。これは、どこかで聞いた話でして、2006年の貸金業法の改正のときに、消費者金融の幹部がサラ金を規制すると闇金融に流れますよと、同じことを言っていたんですね。そんな情けないことをメガバンクの幹部が言っているわけでありまして。これがまだまだこういうカルチャーというか意識の低さだから、多重債務や自己破産、自殺といった問題をここまで大きくしてしまったんだと思えます。

引き続き、当局には厳しい対応を求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 会派③ 強酸党（仮）質疑

混ぜるな危険、強酸党カッコ仮の〔C1 〕です。

まず、本日は国税庁長官の招致を求めたのですが、与党から拒否をされました。政府与党一丸となった隠蔽体質に対して、この場で強く抗議をしたいと思います。

#### ○ 金融行政の欠陥

すでに銀行業界の自主規制で総量規制に近い運用がなされていますので、本法案は銀行の自由な経営を阻害するものであると考えております。むしろ、金融行政の欠陥についてメスを入れるべきです。

銀行カードローンの話に入りますが、2006年の貸金業法改正のときに問題となったサラ金問題、高金利問題が、銀行カードローンという形で表面化してきていると批判されておりますが、今の銀行の在り方も含めて金融当局としてどのようにお感じになっていきますか。

（内閣府副大臣）

お答えします。

当時は、明らかに多重債務問題が大きな社会問題になりまして、180万とか200万とか言われるような数の方が多重債務に陥っていたわけです。けれども、結局、貸金業者がどう考えても返せる当てがないような貸付けを行っており、それも高利で、所得に見合わない高額な貸付けをしていて、しかもその資金使途を見たところ、それを消費しちやったり飲んでしまったりギャンブルに使ったり、元々返ってくるわけもないようなお金を安易に貸していた訳です。また、無人機とかそういうのが非常に普及をしていて、そういう中で貸付けを行っていたことによって、当然のこのように、返せない方がどんどん増えていきました。

返せなくなったときに当時起きていたのは、大手に最初借りて返せなくなったら、もうちょっと審査基準の緩い中小に駆け込んで、当時、サラ金ビルみたいなのがありまして、一階で借りて駄目だと二階に行き借りて三階に行くと、こういうふうに行き、そのビルを全部制覇してしまうと今度は闇金業者に行くしかなくなると、こういうことで、闇金業で借りて返していた。闇金業者は、当然普通に立って返ってくるわけがないので、最後は体で払えという、こういうようなことになっているという状況だったわけでございまして、これ、金融論的に見ると、明らかに市場の失敗が起きていたんだろうというふうに思います。

返せないものを、これ経済学用語で言うと逆選択とかアドバースセレクションとかいうふうに言いますが、そういうことで市場が劣化をして外部不経済というのが発生をしていて、その外部不経済というのは、もう取りも直さず闇金業者にとっての市場というものを正規の業者が作り上げてしまっていたと、こういう状況になっていたことを踏まえて貸金業法の改正というものを一緒に取り組まさせていただいて、これはかなりきっち

りした形で貸金業法の改正ができたというふうに思っておりますけれども、そういう経緯で、貸金業界自体は相当適正化が進んできたものというふうに思っております。

金額規模も、当時 13 兆以上あったのが今 2 兆そこそこと、こういうぐらいの規模感になってきて、要するに、闇金業者に拾ってもらわなければ貸せないようなものは貸さないということがかなりでき上がってきたわけでございます。

ただ、そこに、あろうことか銀行がカードローンということで、相当これ急激に伸びてきているわけでございます。低金利環境なので、収益を求めて安易に走ってしまうということが起きているのではないかなというふうに思っておりますけれども、思い返せば、当時は貸金業者に銀行が手を貸すような形で進出をしていっていたんですよ。それで貸金業に信用を付与するような形になって気軽に借りる人が増えてしまったと、こういうことがあったと思うんですけれども、当時は、少なくともそれでも銀行の方が貸金業者よりはちゃんと与信をしているという前提に立った業法改正をやっているんですけど、今、果たしてどっちの方がちゃんと与信をしているだろうかということも含めてよく見る必要があるんじゃないかというふうに思っております。

その当時の貸金業法改正の趣旨というものを、今の銀行がこれをよく理解して、それに沿った経営をしているのかどうか。それから、大銀行ですから社会的責任というものは非常に大きいものがあるわけでございます。そうした自らの社会的責任というのをしっかり認識をして、それに合致するような行動を取っているだろうか、こういった点を、これをよく見て、カードローン業務が適正に行われているかどうか、これ金融庁においてしっかりモニタリングされるものというふうに認識しておりますけれども、まあ適正な市場、せっかくつくり上げた適正な市場ですから、またその市場が悪い方向に行かないようにしっかりしていかなければいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

異次元の金融緩和でメガバンクにじゃぶじゃぶに供給されたお金がどこに向かったか。一般貸付けが伸びませんので、一つは不動産ですね、もう一つが先ほどのカードローン。さらに、実はもう一つ、海外への融資が伸びているわけでありまして。とりわけタックスヘイブンですね、オフショアのところもずっと伸びているということでございまして、特にこの間問題になってきておりますけれども、タックスヘイブン、ケイマン諸島への融資額がこの間急増しているんですね。ケイマンへの貸付額は、直近のデータでいきますと、昨年末の段階で約 6,280 億ドルですので、70 兆円を超える巨額の融資が日本からケイマン諸島に行われております。

このタックスヘイブンの問題を政府としてどのようにお考えでしょうか。

(金融庁総務企画局長)

これは財務省とともに、大変関心を持って注視をしているところでございます。

一昨年の政府税調、あるいは平成 29 年度与党税制改正大綱においても、グローバル経済、

日本経済の構造的変化として、オフショアセンターへの資本蓄積及び日本から証券投資残高においてケイマン諸島が米国に次ぐ二番手に今急伸しているというこの事実、当時は2014年の数字を使って約63兆円となっておりましたが、最新の数字だと70兆を超えてきているとのことです。

政府としましては、租税回避に適切に対応するために実態把握をしっかりとしなければならないと考えておりました、そのために、税源浸食と利益移転、BEPSの最終報告書でも書かれていたことを、これを受けた形で多国籍企業情報の報告制度というのを導入しております。海外の金融機関を利用した脱税というのに対処をしていくために海外の情報をちゃんと取得をしなければいけないということで、これは国際基準に基づいて、非居住者に関わる金融口座情報を、ケイマン諸島、これを含んで百か国あるいは地域との間で自動的に交換する、こういう制度を平成27年度改正で導入をしてきているなど、措置を講じているところであるわけでございます。

これを、こうした流れにしっかりと状況の把握も努めていき、また穴になっているところがあったらこれをしっかりと塞いでいくということが今後も取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますけれども、一方で、租税回避目的であるものとそうじゃないものというものの峻別もいささか難しいところがありますから、こういったところも実態をよく把握をして、実体経済に影響を与えないというか、適正なものじゃないものをしっかりと抑えていく、こういう制度、そして運用に向けて更に頑張っていきたいというふうに思っております。

もう少し御紹介いたしますと、メガバンクなどがこのケイマンに融資している中身なんですけれども、これはケイマン諸島を拠点とするヘッジファンドと連携を強めているわけでありまして、例えば三菱UFJグループは、もうケイマンのヘッジファンドの管理会社を次々買収しております。それから、三井トラストも、イギリスのマン・グループというケイマンにある大手ヘッジファンドと連携をして業務提携をしております。

要するに、日本のメガバンクがケイマンのファンドに融資する理由というのは、そのファンドにはいろんな投資家からお金が集まるわけなんですけれども、その資金を何倍かの資金にするということで、レバレッジを利かせて利幅を大きくするためにファンドに加えて日本のメガバンクは融資しているということでございます。この銀行融資がタックスヘイブンのファンドに貸し付けられて、それが投機マネーとして循環をして、この間いろいろいわゆる為替の市場の乱高下を拡大させているということになりますわけでありまして。

#### ○チャリタブル・トラスト問題

関連して、チャリタブルトラストの問題を取り上げます。どういう仕組みかというと、日本の親会社が持っている子会社の株を信託会社に信託しちゃうんですね。それを慈善団体に信託宣言をすると、子会社が株を持っていない状態、

つまり日本の親会社と子会社の資本関係が遮断されると。したがって、この子会社のところで幾らもうかっても日本の親会社の利益に合算されて税金を掛けられることはないというような仕組みであります。

実は、この仕組みを一番使っているのはメガバンク、日本の金融機関であります。三井住友はタックスヘイブンに 16 の子会社、みずほは 41 の子会社をつくっております。この仕組みは実は一番使っているのは金融機関であって、IT 企業に対する出資もこの仕組みでやっているということなんです。

したがって、この仕組みは、租税回避への対抗措置をさらに逃れるために、チャリタブルトラスト、慈善信託という仕組みをつくって税を逃れているわけでありまして。

何を申し上げたいかといいますと、今、タックスヘイブンが大変問題になっております。国税庁は追いかけてやっています。財務当局も追いかけてやっています。そのときに、金融庁の監督下にある金融機関が好き放題に、全部が課税逃れやっているとはいませんが、当然ファンドに出資する人は利益の最大化プラス税の最小化ということを求めますから、当然このスキームの中でそういう金融機関が関与した課税逃れのファンドがないとは言えないと思うんです。

そういう点では、金融庁の監督下にあるそういう金融機関は、今これだけ問題になっているタックスヘイブンの、しかもこういう仕組みを持っているわけだから、くれぐれもそういうことに手を出すと監督官庁として言っていくべきかと思いますが、いかがですか。

**(金融庁監督局長)**

お答えいたします。

委員御指摘のように、このチャリタブルトラストというものがどういう目的で使われているのかということに関しては、これはきちっと金融機関と議論をしながら、その活用の在り方、現状を我々は把握しなければいけないというふうに思っております。

一部の金融機関で、確かに委員御指摘のようにチャリタブルトラストといった手法を用いているといったことを聞いております。我々が現時点において理解している限りにおいては、これは企業の課税逃れということよりも、やっぱり企業の資金調達目的だというふうに理解しております。

具体的には何かと申しますと、この慈善信託の仕組みでございますけれども、日本の投資家がケイマンのペーパーカンパニーをつくっております。我々が理解しておりますのは、これはあくまでも金融機関が金融機関の関与の下にこのペーパーカンパニーをつくり、投資対象ということではなくて、金融機関の顧客企業の例えば売掛債権、この売掛債権をこのペーパーカンパニーが購入するというところでございます。それを原資として商業ペーパー等を発行して、それに投資家が投資するというような仕組みでございます。

倒産隔離は、まさにその売掛債権を売却した企業の倒産というものを隔離するためにこのチャリタブルトラストという仕組みを使っているというふうに我々は理解しておりますけれども、実際にこれがどういうふうに今後活用されるのかということに関しては、引き続き監督検査を通じてモニタリングしていきたいなというふうに考えております。

やっぱりもっと踏み込んで調べてみる必要があるだろうということと、是非、国税当局と金融庁が連携を取ってもらって、そういうことがなければいいわけですから、連携取ってもらって、こういう税の不公平、正直者が馬鹿を見るようなことがあってはならない。そういう課税逃れを防ぐために金融庁と国税当局がもう連携して頑張ってもらいたいと思います。

### ○マイナス預金金利

時間ありませんので、次の質問をさせていただきます。

結局のところ、銀行の健全化の方途を探らなければ、第二、第三のカードローン問題が生じるだけだというのが、一連の質疑で明らかになりました。

そこで、企業の内部留保と銀行経営の健全化という両面から採りうる施策として、マイナスの預金金利について議論したいと思います。大企業の内部留保の一部は現金で預金されていますから、大企業向けの預金に関してマイナスの金利を導入するというので、マイナスになるくらいだったら投資した方がいいという考えもあると思います。金融機関が勝手にマイナス金利を付けることに関して金融担当大臣としていかがお考えでしょうか。

#### (内閣府特命担当大臣)

民間の銀行がどのような金利を付けるかということに関して、損することを覚悟でマイナスにするのか、損することを覚悟で高額の金利を付けるのか等々の経営判断というものは、かかって銀行という経営主体がなさってしかるべきものだと思っておりますので、私どもとしては、一般論として申し上げれば、いわゆる金融機関の判断、経営判断事項ということになるんだと思っておりますので、適切なリスクは御自分で取られながらやられるべきだと思っております。

マイナスの金利預金にはリスクがなく、むしろ、現在の状況において高い金利を付けることが銀行にとってリスクとなります。そうすると、銀行カードローンのようなもので収支のバランスを取らなければならない訳です。もちろん、この銀行はけしからぬといったレピュテーションリスクはあるかもしれませんが、大企業ですからそれは余り考える必要がないと思います。

日銀は、相当の覚悟でマイナス金利を導入しましたが、銀行サイドがマイナス金利を付けない限りは、経済に対するインパクトは極めて弱いと思います。さらには、貸出金利が下がる、若しくは住宅ローンでしたら借換えということで運用利回りが下がるということで、かなり銀行にとって厳しくなって、その結果、かえって意図とは違う貸し渋りが出てくる。こういったこともあって、

マイナス金利というのは効果がないとの意見もある訳です。

マイナス金利により、銀行の総資金利ざやがかなり縮小しておりますが、銀行監督はどのようになされるのでしょうか。利ざやをもっと上げないとその銀行は長期的には破綻する可能性があるということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

(金融庁監督局長)

お答えいたします。

まず、金融機関の総資金利ざやでございますけれども、総資金利ざやという概念は、貸出金利息とか有価証券の利息配当金などに係る資金運用利回りから預金利息とか経費等に係る資金調達原価を差し引いたものでございまして、この総資金利ざやには、銀行の収益のうち、その役務取引等利益とか有価証券関係損益などの損益は入っておらない概念でございます。銀行全体の利益を示したものではありません。

最近の地域銀行の決算の状況などを見ると、当期純利益は全体として堅調に推移しているということでございます。これが前提でございますけれども、ただ、このマイナス金利政策の導入が地域銀行等に中長期的にどのような影響を与えるのか、健全性にどのような影響を与えるのかということに関しては注視して見ていく必要があると思います。

金融庁といたしましては、この検査監督の在り方、大久保委員から御指摘がございましたので、この検査監督の在り方に関しては、ここ数年で我々は新たな金融モニタリングの体制というものを構築してきております。具体的には、検査監督が一体となってモニタリングを実施する体制を構築してきているところでございます。

地域銀行について具体的に申し上げます、ビジネスモデルの持続可能性あるいは健全性の確保の観点から、地域銀行ごとにビジネスモデルやリスク特性、リスク管理体制の状況等について、主にオフサイトのモニタリングによって状況を把握し分析します。そういった分析状況を基にして抽出された課題について、その課題の内容に応じてオンサイト、オフサイトのモニタリングを効果的に組み合わせるといった形で、かなり深度あるモニタリングを通じて検証、対応を行っているところでございます。

これまでこういった形のモニタリング体制を構築してきましたので、これからもこれを継続していくというところでございます。

以上でございます。

金融環境も相当変わっていますから、それに適応するためには相当優秀な人材が必要ですし、また任用も増やさないといけないということで、その辺りはしっかりと考慮して、適切な検査監督並びに金融行政を図ってもらいたいと思います。

銀行カードローンは、銀行の自主規制に任せて、金融庁にはそうした業務に注力して欲しいと思います。私の質問を終わります。

## ⑦ 委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、混ぜるな危険の「強酸党<sup>かつこかり</sup>(仮)」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「貸金業法の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

反対の第一の理由は、すでに業界団体による自主的な規制が進んでおり、銀行のなかには平成18年の改正貸金業法の趣旨を踏まえて、総量規制と同じ厳しい審査を行っているところも出てきております。また、広告・宣伝についても貸金業協会の自主規制に準じた規制を行うようになっております。このような自発的な取組みが行われているのに、なぜ新たな規制が必要なのでしょうか。〔同じ会派委員、拍手〕

第二の理由は、銀行に関しては、他に優先すべき規制課題が山積しており、そうした業務に金融庁の人材を割くべきだといえるからです。いわゆるパナマ文書で明らかになった租税回避地の問題により、本邦のメガバンクが租税回避地のファンドを買収したり、特別目的会社などを設立したりといった実態が問題視されています。また、中小企業の融資にあたり、相変わらず担保主義が融資実務に根付いており、信用保証や個人保証まで要求するという実態があります。これは金融庁の事業性評価方針に反するものですが、改善する気配が見られません。社会にお金という血液を送り出す心臓の役割を果たす銀行が、このように海外で資産形成をする一方で、国内の企業には資金を回さない状況では、景気回復の見込みはありません。ますます複雑化する金融行政に対処するために、質量ともに職員の揃った金融庁の体制が求められるなか、必要もない行政需要を作り出すだけの法案には賛成できません。〔同じ会派委員、拍手〕

そして、第三に、こうした行政権限の肥大化が、規制緩和や行政改革に逆行するものであり、民間活力を損ねてしまうことが懸念されます。金融庁には、目先の課題にばかり囚われることなく、中長期的な視点から経済財政政策とも連携した政策形成に取り組んでもらいたいと思います。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

## ⑧ 委員会における賛成討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「尊皇大地党」及び「愛すべき左翼党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「貸金業法の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論をします。〔会派①、会派②委員、拍手〕

この法案が成立することで、昨今、再び上昇に転じております多重債務者数や自己破産者数、あるいは自殺者数の抑制を実現し、個人向け無担保融資における行政規制の抜け穴をふさぐことが可能となります。現状は、まるで上着だけ着て、下着を履いていないのと同じなのに、あれこれ理由を付けて外を走り回っているのと同じです。こうした状況は直ちに改善しなければなりません〔会派①、会派②委員、拍手〕

賛成する第一の理由は、金融庁が銀行カードローンに手が出せないという「裸の王様」の状態を解消できることにあります。現状を見て、違和感を覚えないのは、まったくもって酔っ払いと同じ認識です。〔会派①、会派②委員、拍手〕

そして、第二の理由は、銀行の自主規制には任せられないことにあります。成年でも未成年でも、勝手に酒を飲ませれば何をしだすか分かりません。それが、やがてエスカレートして全裸で騒ぎ出したりすることもあります。この場合、法によって規制をかけ、必要な罰を与えることが絶対に必要なのです。

〔会派①、会派②委員、拍手〕

第三の理由は、金融庁による行政指導と銀行業界の自主規制という責任関係があいまいな状況を改善できることです。酔っ払いにありがちですが、飲みたいのに「飲みたくない」といって無理強いされたようにして、喜んで飲むということがあったり、「やめろ、やめろ」と言いながら服を脱がせてもらって裸で走り回るといった露出狂がいたりします。これらは結局、責任関係をあいまいにしたまま、不祥事の始末を誰も負わない状況を生むだけです。堂々と飲むなら飲む、脱ぐなら脱ぐというのが自己責任を基礎とした自由主義社会の基本と言えるでしょう。〔会派①、会派②委員、拍手〕

以上の理由から、本法律案の成立に一肌脱ぐことにした次第です。強く賛成の意を表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔会派①、会派②委員、拍手〕

## ⑨ 附帯決議案

私はただいま可決されました「貸金業法の一部を改正する法律案」に対し、  
〔会派① 〕、〔会派③ 〕及び〔会派② 〕の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。  
案文を朗読いたします。

-----

貸金業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行<sup>せこう</sup>にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

- 一 貸金業における融資の適正化をはかるべく事業者への監督を強化するとともに、業界団体の自主規制に向けた取組みを促し、業界の健全な発展に留意すること。
- 二 多重債務者や自己破産者を支援する取組みを一層強化するとともに、中小企業対策、消費者保護政策等の政策を総動員して多重債務状態の発生を未然に防ぐ体制を構築するよう努めること。
- 三 国内外の金融市場において適切に資金が流通するよう、銀行等の与信機能の回復を図るなど、金融政策と経済財政政策との連携を模索するよう努めること。

右決議する

-----

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

## ⑩ 附帯決議に対する大臣発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

## ⑪ 議長用台本

〔大臣（G1）はひな壇に着席して待つ。〕

—————入 場—————

〔議長（Y）下手（向って左手）より入場。〕（〔場内拍手〕）

〔議長登壇。一礼して、議長席に着く（議長らしい威厳を保つ）。〕

—————

〔議長、ギャベルを2度叩く。〕

—————開 議—————

「これより会議を開きます。」

—————日程の宣告—————

「日程第一 貸金業法の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付。」

—————

「まず、委員長の報告を求めます。」

「財政金融委員長〔X 〕君。」

—————委員長報告—————

（〔場内拍手〕）

（〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。報告書朗読〕）

—————

（朗読終了。〔場内拍手〕、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。）

—————討 論—————

「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」

「〔C4 〕君。」

—————

（〔場内拍手〕）

（〔 C4 〕君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。討論文朗読。）

—————

（〔場内拍手〕、〔 C4 〕君は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。）

（議長は〔 C4 〕君が議席に戻るまで待つ。）



## ⑫ 本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔場内拍手〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告書朗読〕

-----  
ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、銀行による個人向け無担保融資残高が増大している状況に鑑みて、その融資の適正をはかるため、貸金業に適用される総量規制の枠組みを拡大すべく貸金業法の一部を改正することを目的とするものであります。

委員会におきましては、〔**法案提出の背景、中小企業に対する融資の拡充、信用保証制度の課題、広告・宣伝の適正化、ファクタリングの課題、金融行政の欠陥、チャリタブル・トラスト問題、マイナス預金金利**〕等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、  
〔会派③〕を代表して〔C3〕委員より反対する旨の意見が、  
〔会派①〕及び〔会派②〕を代表して〔A2〕委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

-----  
（〔場内拍手〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔場内拍手〕）

### ⑬ 本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔拍手〕

私は、混ぜるな危険の「強酸党<sup>かつこかり</sup>（仮）」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「貸金業法の一部を改正する法律案」に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

そもそもこの法案は、政府の経済財政政策の失敗を覆い隠し、国民の困窮に乗じて、銀行の国家管理を強化するための悪法と言えるでしょう。まったくもって動機不純の法案である一方、重い借金に苦しむ庶民の生活は一向に良くなりません。この法案が成立すれば、むしろ経済格差は広がり、多くの人々の日々の暮らしはますます厳しいものとなるでしょう。〔拍手〕

以下、その理由を述べます。

まず、規制の必要性を裏付ける立法事実が全くないという点にあります。確かに、ここ数年、多重債務者や自己破産者の数は統計上増えてきています。しかし、それが銀行カードローンと関係しているという裏づけは全くありません。銀行の無担保融資自体は、それ以前から存在していますし、改正貸金業法の完全施行と関連づける主張も根拠を欠いた無理なものと言わざるを得ません。ましてや自殺者の増加と結び付けて、危機感を煽ろうとするのは、まるでナチスの手口のように全く容認できません。現在の政策学では、エビデンス・ベースド、すなわち、根拠に基づいたものであることを強く要求する傾向にあります。科学的な裏づけを欠いたまま、規制だけを強化する本法案は、政策的観点から受け入れられないものであるといわざるを得ません。法案の立案者は、我々庶民をだませるとでも思っているのでしょうか。〔拍手〕

そして、本法案は、多重債務や自己破産の問題に何ら役立たないものです。これらの問題は、どこから金を借りるのかではなく、どうした借りる必要があるのかということではないでしょうか。世界的に見ても低く抑えられた法人税率のもと、企業が空前規模の内部留保を溜め込む一方で、庶民の暮らしは一向に良くなりません。政府の御用学者たちが、トリクルダウンなどという妄想を吹聴していますが、貧富の格差がますます拡大し、固定化する傾向にあることは、世界的な常識です。結局のところ、銀行の信用創造機能も回復せず、個人が借金をする必要性も減ることがないまま、このような法案ができたからといって、何ら根本的な問題の解決にはなりません。借金せざるを得ない個人が、ヤミ金業者のもとを頼るのは、火を見るより明らかです。中小企業の社長さん

たちには、銀行が融資をしてくれないので、仕方なくカードローンで運転資金を確保している人も多くいます。この法案は、そうした中小企業の息の根を完全に止めてしまうでしょう。このような傷口に塩を塗るような仕打ちをする政治は直ちに退場するべきです。〔拍手〕

さらに、この法案は規制緩和の流れに逆行し、国家統制を強化する有害な内容になっています。大蔵省が解体され、金融庁が創設された経緯を思い出してください。それまでの事前規制型護送船団方式によるかんじがらめの銀行行政から、自由競争に基づく銀行の主体的な経営体制へと大きな変化を遂げた中で、金融庁は中立的な審判の役割にとどめられた訳です。銀行カードローンは、銀行が知恵を絞って生み出したイノベーションの賜物です。確かに問題があることは認めますが、銀行協会主導による自主規制で徐々に改善が進んでいることも確かです。ここで再び金融庁がかつての大蔵省銀行局に戻ってしまえば、グローバルな金融競争に生き残ろうとする銀行の姿勢を打ち壊すことにつながり、わが国の国際的な影響力を貶めることにつながります。銀行カードローンの利用者は必ずしも所得の低い人とは限りません。ワンランク上の生活を目指すために銀行から無担保融資を受けている人も実際におり、そうした消費拡大が経済に好循環を生み出す原動力となるのです。しかし、ここに金融庁の監督が及ぶようになれば、銀行の自由な経営を妨げ、監督官庁に忖度した無難な経営に徹することになり、それがかえって景気低迷の悪循環を生み出すということに気付くべきです。〔拍手〕

現在の政府が、膨大な広告宣伝費を投じて、マスメディアをコントロールしているのは周知の事実です。また、新聞やテレビの論説委員、あるいは多くの学者、評論家といった人たちが、総理の「メシ友」になっていることもしばしば問題視されています。そうした大政翼賛会化したメディアにおいて、銀行カードローンの問題が報じられていましたが、それも政府主導の広報戦略ではないかと疑うべきでしょう。もし、そうした報道を立案者が真に受けているとしたら、それは余程視野の狭いマヌケな情報弱者であると言わざるを得ません。〔拍手〕

是非とも、この法案を廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。〔拍手〕与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔拍手〕

-----  
(議場へ一礼。〔拍手〕 上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

## ⑭ 法律案

SFC 模範議会プロジェクト 2018  
2018/03/14 版

貸金業法の一部を改正する法律（第一九六回国会閣法第▲▲号）

貸金業法（昭和五八年法律第三二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の下に「ただし、銀行等（銀行法（昭和五六年法律第五九号）第二条第一項に規定する銀行及び信用金庫法（昭和二六年法律第二三八号）第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）が個人を相手方として行う無担保貸付けのうち、内閣府令で定める方式により行われるものを除く。」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から実施する。

理 由

近年における銀行等による個人向け無担保貸付けの過剰貸付けによって、消費者の保護がなされず、貸金業法の趣旨が忘却されようとしている。このような状況に鑑み、過剰貸付けの禁止の範囲を貸金業者のみから、銀行等にまで広げる必要がある。これが本法案を提出する理由である。

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案（第 193 回国会閣法▲▲号）

※ 関連資料は、以下のページを参照してください。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/180320gikai/index.html>

この法律案は、平成 29 年度秋学期 SFC リーガルワークショップの授業内で学生が作成したものを、平成 30 年度 SFC 憲法（統治）における模範議会 2018 用アレンジしてあります。なお、この企画は、法律案に含まれる内容について賛否を主張することを目的とするものではありません。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/>